

令和4年10月

取引事業者 各位

学校法人 獨協学園  
獨協医科大学

## 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

国税庁よりすでに周知されておりますが、令和5年10月1日より、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この適格請求書（インボイス）を交付できるのは、税務署から登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られており、令和3年10月1日から登録申請が開始されています。

つきましては、取引事業者各位におかれましては、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」等、下記をご参照のうえ、登録完了いただきますようお願いいたします。

【インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに所轄税務署に登録申請書を提出する必要があります。】

### 記

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

フリーダイヤル 0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

以上